

京都市特別会計条例の一部を改正する条例(平成26年3月25日京都市条例第101号)

(行財政局財政部財政課)

基金の運用から生じる収益、寄付金等の基金への積立て又は基金の取崩しを一般会計等において経理することにより、経理の簡素化を図るため、基金特別会計を廃止することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市特別会計条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第101号

京都市特別会計条例の一部を改正する条例

京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前における基金特別会計に係る歳入歳出の出納については、平成26年5月31日までの間は、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

3 京都市土地基金条例の一部を次のように改正する。

第6条中「生ずる」を「生じる」に改め、「基金特別会計歳入歳出予算に計上して、この」を削る。

(行財政局財政部財政課)